

国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院及び 歯学部附属病院副病院長任免規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 29 号

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）副病院長の任免は、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成 16 年規則第 106 号）及び東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成 16 年規則第 130 号）に定めるもののほか、この規則によって学長が行う。

（選考の時期）

第 2 条 副病院長の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任を申し出たとき。
- (3) 欠員となったとき。

（候補者の推薦）

第 3 条 学長は候補者の選出に当り、大学の基本方針を明確にし、候補者を当該附属病院運営会議（以下「運営会議」という。）から推薦させる。

（選考の方法等）

第 4 条 学長は、推薦された候補者につき選考する。この場合、学長は推薦された候補者に関して疑義のある場合には、運営会議に差し戻すことができる。

（任期）

第 5 条 副病院長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 副病院長の任期の末日は、当該副病院長を任命する学長及び当該附属病院長の任期の末日以前とする。
- 3 補欠の副病院長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 定年退職日が前 3 項の規定による任期の末日前である副病院長の任期は、前 3 項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 5 前項の適用を受けた者の後任の副病院長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

（解任）

第 6 条 学長は、副病院長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、役員会の意見を聴いて解任することができる。

（雑則）

第 7 条 この規則に関する細則は、運営会議が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 17 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 75 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。